

都市計画緑町北部地区計画

名 称	緑町北部地区計画					
位 置	知多市緑町、八幡字小根、字浦浜新田の各一部					
面 積	約 26.3 ha					
地区計画の目標	地区計画により、周辺環境や景観との調和を図りつつ、文化、スポーツ機能を備えた観光交流施設及び公共公益的施設の集積を図ることを目標とする。					
区及び の保 全 備 の 開方 発針	土地利用の方針	1 A地区 主にサッカーグラウンドを中心とし、競技者等の利用者が観光交流できる土地利用の形成を図る。 2 B地区 既存のスポーツ施設を生かし、運動施設の機能充実を図る。 3 C地区 既存の市民文化施設等を活用し、周辺環境と調和した土地利用の形成を図る。				
		良好な市街地として必要となる地区施設は地区整備計画に沿って整備を図る。				
	建築物等の整備の方針	各地区の特性に応じて、良好な環境を形成するため、建築物等の用途の制限について定める。				
地 区 整 備 計 画	地区施設の配置及び規模	種 類	名 称	標準幅員	延 長	配 置
		道 路	道路 1 号	8 m	約 1, 040 m	計画図表示 のとおり
			道路 2 号	9 m	約 215 m	

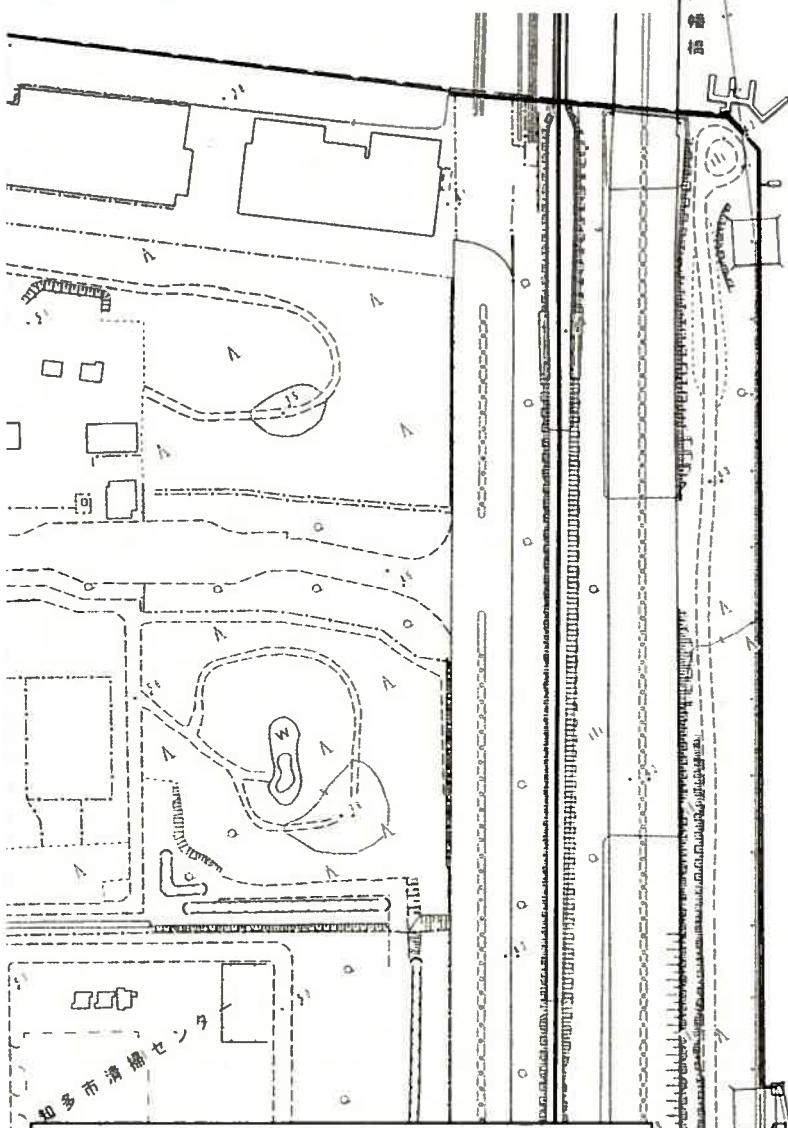
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	A地区	B地区	C地区
		面積	約9.5ha	約12.2ha	約4.6ha	
	建築物等の用途の制限			<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 建築基準法別表第2(い)項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げるものの ② 建築基準法別表第2(は)項第2号に掲げるもの ③ 建築基準法別表第2(に)項第5号及び第6号に掲げるもの ④ 建築基準法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げるもの ⑤ 建築基準法別表第2(へ)項第2号及び第5号に掲げるもの ⑥ 建築基準法別表第2(と)項第3号に掲げるもの及び第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する施設(建築基準法施行令第130条の9第1項の表のうち準住居地域を適用) ⑦ 店舗、飲食店及び事務所でこれらの用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートルを超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ① 建築基準法別表第2(い)項第1号から第3号及び第5号に掲げるもの ② 建築基準法別表第2(は)項第2号に掲げるもの ③ 建築基準法別表第2(に)項第4号から第6号に掲げるもの ④ 建築基準法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げるもの ⑤ 建築基準法別表第2(へ)項第2号及び第5号に掲げるもの ⑥ 建築基準法別表第2(と)項第3号に掲げるもの及び第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する施設(建築基準法施行令第130条の9第1項の表のうち準住居地域を適用) ⑦ 店舗、飲食店及び事務所でこれらの用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートルを超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ① 建築基準法別表第2(い)項第1号から第3号及び第5号に掲げるもの ② 建築基準法別表第2(は)項第2号及び第3号に掲げるもの ③ 建築基準法別表第2(に)項第2号から第6号に掲げるもの ④ 建築基準法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げるもの ⑤ 建築基準法別表第2(へ)項第2号及び第5号に掲げるもの ⑥ 建築基準法別表第2(と)項第3号に掲げるもの及び第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供する施設(建築基準法施行令第130条の9第1項の表のうち準住居地域を適用) ⑦ 店舗、飲食店及び事務所でこれらの用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートルを超えるもの

「区域、地区の区分は、計画図表示のとおり」

知多都市計画緑町北部地区計画 計画図

1/2,500

図面は地区計画指定時のものです。

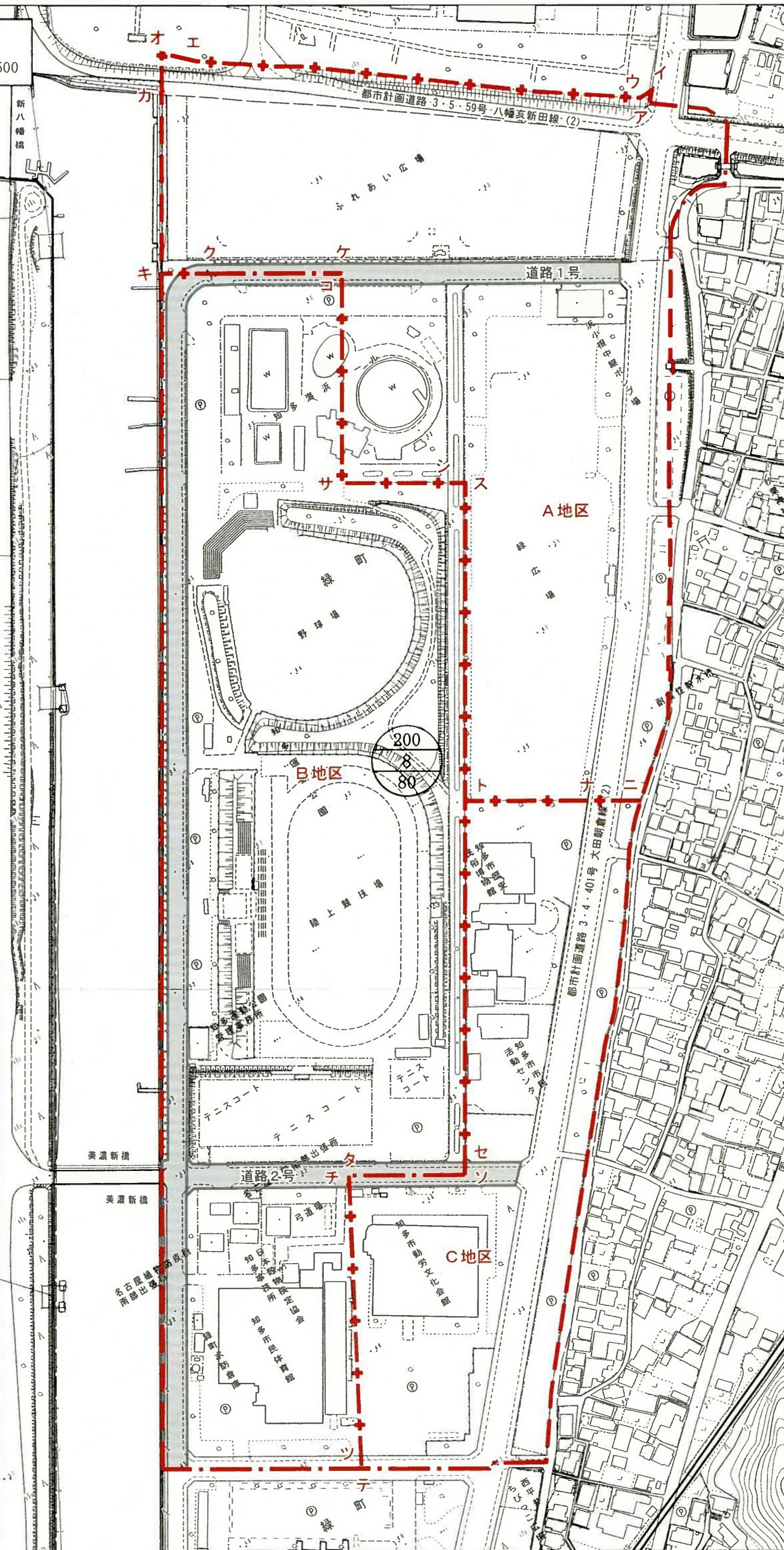


凡 例

	地区計画区域及び地区整備 計画区域
	地区施設道路
	道路、河川等地形地物の 中心線を境界とする場合
	字界、町界等の行政界を 境界とする場合
	その他の場合

「その他の場合」の境界の注記

番 号	区域の境界
ア～イ	道路端
イ～ウ	道路端
ウ～エ	筆界
エ～オ	道路端
オ～カ	カ～キの見通し線
キ～ク	ク～ケの見通し線
ケ～コ	コ～サの見通し線
コ～サ	財産管理区分線
サ～シ	筆界
シ～ス	サ～シの見通し線
ス～セ	筆界
セ～ソ	ス～セの見通し線
タ～チ	チ～ツの見通し線
チ～ツ	筆界
ツ～テ	チ～ツの見通し線
ト～ナ	財産管理区分線
ナ～ニ	ト～ナの見通し線



0 50 100

200 m

N